

## 苫小牧東部開発に関する市の基本方針

苫小牧東部地域の開発については、平成7年に国が開発新計画を策定し、開発の全体構想を明らかにしたところである。

もとより地域の開発は、地域の自主性に基づいて行われるべきものであるが、将来における多様な開発の需要に対応し、広域的な視点に立って行われなければならない。

この開発新計画を推進するに当たり、苫小牧市は、地域の特性に配慮しながら、国際化、情報化、循環型社会に対応した多様な産業活動や研究活動が展開できる地域の形成と、豊かな自然のなかで優れた生活・余暇環境を享受できる空間を創出し、21世紀にふさわしい自然と共生する地域として開発することを基本理念とする。

### 1 土地利用

貴重な開発空間であることやこれまでの開発の経緯を踏まえ、導入機能の利用特性や周辺地域の土地利用、臨海・臨空等の地域特性に配慮し、長期的な視点に立って弾力的に、かつ、開発の熟度に応じた土地利用の展開を図る。

自然環境との調和、緑地の多角的利用等、余暇環境の創出に努めるとともに、歴史的、文化的遺産に配慮する。

### 2 企業立地

企業の立地については、機能分担や相互関連などに配慮するとともに、関係市町、北海道及び国との連携を図りながらその促進に努める。

立地企業の業種としては、新計画に基づいて生産機能の高度化や多様化に対応した幅広い産業や学術研究施設等の集積を図る。

### 3 環境保全

東部地域の環境の保全に努めるとともに、立地企業には、法令や条例等の遵守はもとより、防災体制の整備等災害の防止に万全を期すよう指導する。

産業廃棄物の減量化や再利用の促進、適正な処理・処分、有害物質の排出防止について、規制、指導の徹底を図るとともに監視体制の充実に努める。

良好な自然環境を有する樹林地、湖沼群、河川敷地からなる骨格的な緑地を保存するとともに、自然との調和を図りながら緑地や公園を計画的に配置し、生態系の維持に努める。

### 4 基盤整備

企業立地や土地利用の動向を見極めながら、基幹的道路や流通港としての東港区は先行的な整備を行い、その他関連基盤整備については開発の熟度に合わせて整備する。

基盤整備に伴う財政負担については、国家的事業であること、また、北海道の先導的プロジェクトであることから、国及び北海道において特段の措置を講じるよう要請する。

### 5 地域振興

東部地域の開発が、地域の発展に寄与するよう隣接する地域との調和を図るとともに、周辺関係市町と連携を密にし、地域全体の振興に努める。

周辺地域で営まれている農業や漁業に配慮するほか、地場産業の優先活用や育成を図り、雇用の確保に努める。

この基本方針に基づく開発は、人間環境都市を目指し、理想的なまちづくりと市民福祉の充実等を内容とする苫小牧市基本構想を具現するものでなければならない。